

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の 適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則案」について

I. 背景

タクシー事業については、平成 14 年に改正道路運送法が施行され、需給調整規制の廃止を柱とする規制緩和が行われたところであるが、規制緩和前後を通じて長期的に需要が減少傾向にある中、地域によっては、タクシー車両数の増加に起因する収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化等の問題が生じ、運送サービスの安全性や利便性の低下が見られるなど、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況となっている。

このような状況を踏まえ、第 171 回国会において、国土交通大臣が指定する地域においてタクシー事業者等による自主的な減車や需要喚起を促進するとともに、改正道路運送法により事前届出化された増車を認可制とする等の措置を講ずる「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）」が成立し、平成 21 年 6 月 26 日に公布されたところである。

今般、法を施行するため、法に基づき「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則」を制定する必要がある。

II. 制定しようとする内容

1. 定義関係（特定事業）【法第 2 条第 6 項関係】

法第 2 条第 6 項の国土交通省令で定める措置は、次の措置とする。

- ①利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供
- ②情報通信技術の活用による運行の管理の高度化
- ③利用者の利便の増進に資する乗場の設置及び運営
- ④事業用自動車の適正な運行の確保に資する装置等の導入
- ⑤事業用自動車の運転者等に対する講習等の実施
- ⑥利用者からの苦情、問合せ等に迅速かつ適切に対応するための体制の整備
- ⑦他の公共交通機関との乗継ぎの円滑化に資する措置の実施
- ⑧事業用自動車の集中により発生する駅前、繁華街等における渋滞を解消するための措置の実施
- ⑨低公害車の導入等による事業活動に伴う環境への負荷の低減
- ⑩事業用自動車の運転者の労働条件の改善その他の労働環境の整備
- ⑪利用者の需要に対応したサービスの提供
- ⑫利用者の特別の需要に応ずるための運送の実施
- ⑬輸送需要に関する調査の実施

2. 特定地域関係【法第 3 条第 4 項、第 5 項関係】

法第 3 条第 4 項又は第 5 項の規定により特定地域の指定を要請しようとする都道府県知事又は市町村長は、指定を要請する地域、指定を要請する理由等を記載した要請書を国土交通大臣に提出することとする。

3. 特定事業計画関係【法第 11 条関係】

(1) 特定事業計画の記載事項【法第 11 条第 2 項第 5 号、第 3 項第 4 号関係】

法第 11 条第 2 項第 5 号の国土交通省令で定める事項は、地域計画に特定事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

法第 11 条第 3 項第 4 号の国土交通省令で定める事項は、事業再構築と特定事業との関連に関する事項、事業再構築の実施に伴う労務に関する事項とする。

(2) 経営の合理化に資する措置【法第11条第3項関係】

法第11条第3項柱書の国土交通省令で定める措置は、事業用自動車の使用の停止とする。

(3) 特定事業計画の認定申請等の方法【法第11条第1項、第5項関係】

法第11条第1項の規定により特定事業計画の認定を申請しようとする者は、氏名・住所等及び特定事業計画の内容について記載した申請書（道路運送法の認可等の特例の適用を受けようとする場合は、当該認可等の申請に必要な記載事項、添付書類を追加）を国土交通大臣に提出しなければならないこととする。

法第11条第5項の規定により認定特定事業計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、氏名・住所等及び変更しようとする事項・理由について記載した申請書と認定特定事業計画の実施状況を記載した書類（道路運送法の認可等の特例の適用を受けようとする場合は、当該認可等の申請に必要な記載事項、添付書類を追加）を国土交通大臣に提出しなければならないこととする。

4. 特定地域の住民の福祉の増進を図るための運送【法第13条第1項関係】

法第13条第1項の国土交通省令で定める運送は、次の運送（福祉限定許可による福祉輸送に相当する運送）とする。

- ① 次の者（②において「要介護者等」という。）及びその付添人の運送であって、福祉自動車を用いるもの
- イ 身体障害者
 - ロ 要介護認定を受けている者
 - ハ 要支援認定を受けている者
 - ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者であって、他人の介助によらずに移動することが困難であり、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難である者
 - ホ イからニの者に準ずる者として国土交通大臣が認める者
- ② 要介護者等及びその付添人の運送であって、介護福祉士の登録を受けている者、要介護者等の円滑な運送に資する研修を修了している者等が乗務する事業用自動車（福祉自動車を除く。）を用いるもの

5. 権限の委任【法第18条関係】

法に規定する国土交通大臣の権限のうち共同事業再構築に関する内容を含まない特定事業計画に係る以下の権限については、地方運輸局長に委任する。

- ① 特定事業計画の認定
- ② 認定特定事業計画の変更の認定
- ③ 認定特定事業計画に係る実施勧告
- ④ 認定特定事業計画に係る変更指示
- ⑤ 認定特定事業計画の取消し

このほか、地域住民の福祉の増進を図るための旅客の運送に係る運賃等の届出の受理の権限について地方運輸局長に委任するとともに、認定事業者に対する報告の徴収については、国土交通大臣と地方運輸局長の双方が行えることとする。

6. 書類の経由【法第19条関係】

法又は省令に基づき国土交通大臣に送付する地域計画、国土交通大臣又は地方運輸局長に提出する特定事業計画の認定（変更認定）申請書又は運賃等の届出書は、運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸支局長等」という。）を経由して送付・提出することとする。

また、特定地域の指定の要請に係る要請書は、国土交通大臣に直接提出するほか、運輸支局長等を経由して提出することができることとする。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

施行日：法の施行の日